

平成27年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成27年 6月22日(月)	開会	午前	9時34分
		散会	午前	9時43分
	6月26日(金)	開会	午前	9時32分
		散会	午前	9時39分
	7月 2日(木) 第1回	開会	午前	9時32分
		休憩	午前	9時36分
	第2回	再開	午後	0時20分
		散会	午後	0時22分
	第3回	開会	午後	5時50分
		散会	午後	5時57分
	7月10日(金) 第1回	開会	午前	9時41分
		休憩	午前	10時 1分
	第2回	再開	午後	2時28分
		閉会	午後	2時32分
	第3回	開会	午後	4時45分
		閉会	午後	4時47分

場所 議会運営委員会室

出席委員 田村琢実委員長

齊藤邦明副委員長、蒲生徳明副委員長

中野英幸委員、石井平夫委員、神尾高善委員、宮崎栄治郎委員、鈴木弘委員、
小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、
菅原文仁委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、村岡正嗣委員

出席者 本木茂議長、岩崎宏副議長

欠席委員 7月2日(木) 第2回 野本陽一委員 → 代理出席：木下高志議員

説明者 なし

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成27年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成27年6月22日(月))

委員長

1 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてである。

神尾委員

質疑質問順位の決定方法について提案したい。今まで慣例で順位を決定していたが、ドント方式を取り入れていただきたい。

< 賛成との声あり >

委員長

ただ今、神尾委員から、ドント方式で質疑質問順位を割り振るという御提案があったが、何か御意見はあるか。

村岡委員

提案理由と、提案を実際に導入した場合にどうなるかの案をいただいてから協議したい。

委員長

今定例会においては、皆様、質疑質問の準備等もあるかと思うので、この提案については一度私がお預かりして、今後の検討事項としたいと考える。今定例会は、委員長案で御了承いただければと思うが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

委員長案を申し上げる。

まず、6月26日(金)については、自民、民主・無所属、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月29日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、6月30日（火）については、自民、民主・無所属、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

6月30日については、1番目が飯塚俊彦議員、3番目が山下勝矢議員でお願いします。

委員長

次に、7月1日（水）については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

小島委員

7月1日については、1番目が横川雅也議員、3番目が白土幸仁議員でお願いします。

委員長

次に、7月2日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

小島委員

7月2日については、1番目が新井一徳議員、2番目が中野英幸議員、3番目が諸井真英議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果を読み上げる。>

委員長

なお、先ほど神尾委員から提案のあった、質疑質問順位をドント方式で決定することについては、私の方で、一度資料を作成し、各会派に配布し、今後の検討事項とさせていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

委員長

2 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・6月30日（火）、案文については、一般質問最終日・7月2日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月10日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・６月２６日（金）の朝、午前９時３０分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開会時刻についてだが、１０時によいか。

< 了 承 >

平成27年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成27年6月26日(金))

委員長

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

小島委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと思う。

私たちは、今定例会で議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いします。

委員長

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

小島委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」は、平成25年に、議員提案により制定したものである。この条例は、当時社会問題化していた、いわゆる「貧困ビジネス」の適正な運営を確保し、被保護者等の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的としている。

このたび、無料低額宿泊所に関する国の指針が改正され、全国的に居室の原則個室化と面積基準の引上げが行われることとなった。

全国に先んじて条例を制定した本県においても、被保護者等の処遇をさらに改善するため、居室を原則として個室とし、また、各居室の床面積の基準を現在の4.5平方メートル以上から、7.43平方メートル以上、つまり、4畳半以上とするよう、規定を改正しようとするものである。

各会派におかれては、持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

岡委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと思う。

私たちは、今定例会で議員提出議案として条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしく

お取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、県民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いする。

岡委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。

埼玉県議会では、議員が、県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会等の招集に応じ旅行したときは、定額の費用弁償を支給することとしている。しかし、当該費用弁償は定額支給であることから、支給額と実際に要した額とのそごが生じている。そのため、当該そごをなくし、県の財政負担を軽減するとともに、県民感覚に沿った議会とするために、当該費用弁償を一般職の職員の旅行支給の例により支給する実費支給方式に改める、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を提案したいと考えている。

各会派におかれては、持ち帰り御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

2 その他に入る前に申し上げます。本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・７月２日（木）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

委員長

1 議案(第79号議案ないし第92号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る6月26日(金)の議運で自民及び県民から提案のあった条例案2件が提出されたので、御報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第12号議案は、提案者を代表して50番武内政文議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第13号議案は、提案者を代表して33番岡重夫議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内。質疑時間は1人5分以内。再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内。発言順序は多数会派順。発言通告書の提出期限は、議第12号議案及び議第13号議案の提案説明終了後の休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書18件、決議1件、合計19件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

3 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

4 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第12号議案及び議第13号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成27年6月定例会 議会運営委員会における発言
(平成27年7月2日(木)第2回)

委員長

1 議第12号議案及び議第13号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から議第13号議案に対する質疑の通告書が提出されている。
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・7月8日(水)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・7月10日(金)の議運で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月10日(金)の朝、午前9時30分とすることよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

委員長

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

委員長

1 動議についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、48番醍醐清議員から反対討論、47番村岡正嗣議員から反対討論、5番木下博信議員から反対討論の通告書が提出されている。ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、自民 賛成、民主・無所属 反対、県民 反対、公明 賛成、共産党 反対、改革 反対でよいか。

< 了 承 >

委員長

2 その他の、本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

村岡委員

動議について、委員長から報告があった。この後、採決まで行うということなのか、確認させてほしい。

委員長

そのとおりである。

村岡委員

先ほど、自民から動議が提出された。動議を出す権利があるので、これはよいのだが、その後直ちに、案文も見ないうちに、すぐに通告を出してくれと言われた。確かに議場で聞いたが、最後の方の趣旨そのものが聞き取れない部分もあった。そういう中で、後から、議会事務局から案文をもらった。私たちも5人ではあるが、会派であるので、団会議を開

き、賛否を問う。必要があれば討論を行うために文案をつくる。そういうことが必要となる。質問まではよいが、今日、この場で採決まで持ち込むというのは議会運営の在り方として余りにも荒っぽいのではないか。少なくとも採決については最終日に回すなどがあったてしかるべきではないかと私たちは考えている。

議会運営の在り方として、このことについて、皆さんの御意見を聞いていただきたい。

委員長

ただ今、村岡委員から、本日採決を行うことの見解を聞いてほしいという提案があった。

野本委員

決議の趣旨を御覧になって分かると思うが、知事の方から当該条例の改廃の案を出さないということであるから、決議は今日やる必要がある。今日がタイムリミットである。最終日に議決しても議案の提出が間に合わず、決議の趣旨が無になってしまう。よって今日やる以外にない。是非とも、今日採決していただくようお願いする。

岡委員

私も共産党と同じ意見である。重要な決議が提案されたわけだが、提案後すぐに、賛否はどうかと事務局から問われること自体がおかしい。決議文をもらってから、検討し、賛否を決めるところであるが、今回は余りに性急すぎると思う。

委員長

拙速だという御意見があったが、それは私の配慮不足で、大変申し訳ない。自民党から案文をきちっといただいて、各会派にお配りすべきであった。事務局から配らせたこと自体が誤りであった。大変申し訳なかった。

それで、採決についてだが、私としては決議の内容を踏まえると、ほかに本会議を開く時間もないので、本日採決すべきと判断したところである。私なりのシナリオで進めてしまったことは申し訳なく思い、謝らせてもらうが、皆様方には本日の採決をお願いしたい。

村岡委員

先ほど、野本委員からお話があったが、その部分だけ聞けばそのとおりなのだが、決議を見ると改廃を求める部分と、その前段に遵守を求める部分がある。遵守をすることを求めるのであれば、知事が何らかの形でアクションを起こす、提案をするということはないわけである。そのことを付け加えておく。

委員長

承っておく。申し訳なかった。

田並委員

先ほど、公明もばたばたしているような、それくらい急な中で、これだけ大事なことを拙速に今日やるというのはいかがなものか。県民や共産党と同じ考えである。

委員長

動議を自民から出され、その内容を踏まえてシナリオを組んでいく段階で、本会議を開く機会が最終日までない状況であった。そのため、私の方で判断し、拙速にやらせてもら

ったが、それをきちっと皆様にお伝えできなかったことは、私の不徳の致すところであり、大変申し訳なかった。

ただし、ここで御理解いただいて、採決区分も確認させていただいた。

小島委員

採決区分を確認し、賛否は明らかになっている。今更先送りにしても何の意味もないと思う。

委員長

皆様に御理解いただき、このまま本会議を再開したいと考えるが、よいか。

< 了 承 >

委員長

今後は私の方で気を付けるので、よろしく願います。

委員長

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。
御意見を願います。

田並委員

安保法制に関する請願が多く出ており、世論も盛り上がり、多くの県民が興味を持っている。そのため、安保法制に関するものについては認めてほしい。

村岡委員

議請第8号、10号、14号、16号は安保法制関連であり、是非認めてほしい。この任期で初めての協議の場である。過去4年間は自民の反対で一度も認められなかった。他の自治体でも慎重審議を求める決議が行われている。是非討論を認めてほしい。

野本委員

反対である。請願に対する討論を原則認めないのは御承知のとおりである。特に必要なものは、議運で協議することとなっている。今の話は全て国政の話である。請願ではなくて、議会の発議として意見書を出すのならば理解できるが、請願を基にした討論は認められない。

企画財政委員会では、請願者に意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、説明に来なかった。委員会でやらなかったものについて、請願を利用して本会議で政治的な意見を開陳するだけの話になってしまう。県議会として必要ならば議員が発議すべきである。そうしないと個人的なもの、国政に関するもの、何でもありになってしまう。

委員長

県政に関係があるものとしては、議請第9号「基地対策行政の拡充を求める請願」が提出されていたが、どうか。

村岡委員

そのとおりである。

野本委員

それについては、検討の余地がある。他は県議会を利用して国政に関する政治的意見を表明しようとしているだけである。

村岡委員

過去には意見表明を認めてきた。他県でも認めている。委員会の話があったが、それはそれとして、本会議場で意見表明するのは当たり前の話である。とりわけ4件は大事な社会的課題に関するものである。国政と言うが、県政、市政にも関わる話である。

岡委員

野本委員の発言の趣旨はよく分かる。しかし、本会議で討論しないと県民には伝わらない。開かれた議会の推進のためにも、討論を認めるべきである。

野本委員

岡委員の発言は、いかにも受け入れやすい意見だが、筋が違う。議会で発議するのであれば分かる。請願は紹介議員1人でできてしまうのであり、線引きが必要である。発議があったものについて討議するのであればよい。

小島委員

議案の提出には8人必要、請願は1人でよい、バランスの問題である。原則認めないことはもともと決まっていることであり、整合性が取れない。

野本委員

本会議に意見書案を出せばよい。請願を利用して何でもできてしまう。

委員長

整理させていただく。請願に対する討論は、原則として行わない。特に必要なものは希望をとって議運で協議するが、国政に関することはなじまない。県政に関するものについて協議が整った場合は認めることとする。

村岡委員

何をもって国政に関するものとするのか。例えば消費税は国政に関するものと言われるが、県民生活にも密接に関わるものである。

委員長

政府や国会が扱う案件が国政に関するものである。明白である。

野本委員

自分で発議してもらいたい。

委員長

それでは、議請第9号については、特に必要と認め、討論を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、同請願については、事前の申出の有無に関わらず、賛成討論・反対討論ともに認めることとするので、委員長報告終了後の休憩中、希望する議員は発言通告書を提出

いただくよう、よろしくお願いする。

村岡委員

討論を認めることについては評価したい。

小島委員

今回は例外的に認めるものである。

委員長

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

4 意見書・決議案についてだが、去る6月30日（火）（一般質問中日）までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱19件（意見書18件、決議1件）について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案6件（意見書6件）となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑及び討論等に関する発言通告の手続のため、午後2時を

目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、19番中川浩議員から企画財政委員長及び福祉保健医療委員長の報告に対する質疑の通告書が提出されている。ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案及び請願に対する討論の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から第80号議案ないし第84号議案及び第91号議案に対する反対討論、15番金子正江議員から議請第9号の審査結果に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

6 その他の(1) 9月定例会の会期予定案についてだが、この件については、9月24日(木)～10月15日(木)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

委員長

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

委員長

1 動議についての(1)質疑の有無の確認についてだが、17番石川忠義議員から通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、発言時間は、1人5分以内。再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内ということではいかか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)討論の有無の確認についてだが、61番菅克己議員から反対討論、17番石川忠義議員から反対討論、63番柳下礼子議員から反対討論、4番松坂喜浩議員から反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)採決区分の確認についてだが、自民 賛成、民主・無所属 反対、県民 反対、公明 反対、共産党 反対、改革 反対でよいか。

< 了 承 >

委員長

2 その他の、本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。